

	質問事項	回答	備考
1	法第１２条に基づく書面交付について、真荷主と当社はオンラインシステム上で荷物の完成状況が把握でき、荷物が完成したら輸送をするシステムとなっている。この場合、あらためて当該書面交付（相互交付）が必要となるか。	当該システムに、運送役務の内容・対価などの法定事項が網羅されていれば、あらためて交付する必要はありません。 なお、オンラインシステムであっても１年間の保存が必要です。	
2	実運送体制管理簿の作成にあたり、下請情報の通知は電話など記録に残らない方法でもよいのか。	下請情報を確実に委託先へ伝達する必要があるため、書面やメールなどにより、記録が残る形で伝達する必要があります。例えば、運送申込書に伝達事項（元請事業者の連絡先、真荷主の称号又は名称、委託先の運送事業者の請負階層）欄を設け、伝達すること問題ありません。	
3	実運送体制管理簿の作成にあたり、下請情報の通知を実運送事業者が怠った場合、どのような行政処分が想定されるか。	トラック法第２４条の５第３項から第５項の違反として、初違反は警告、再違反は１０日車の車両停止処分となる可能性があります。	
4	同一社内の別事業所での輸送について請負階層はどのように整理するのか。	α営業所で運送予定だった荷物の一部を同社β営業所で輸送することとなったとしても、同一法人内で行う輸送であるため請負階層は同じとなります。（一次請で請け負った場合に、α及びβの営業所の輸送はいずれも一次請けの輸送となる。）	
5	当社X運輸は、親会社A運送の１００％子会社となる。A運送が元請けとなり、当社あてに運送依頼があった場合は、親子関係があったとしても当社が一次下請けとなるのか。もしくは１００％の子会社なので、同じ元請けの扱いとなるのかどちらか。	資本関係があったとしても法人が異なる場合は元請けと一次請けの関係となります。この例ではX運輸は一次請けとなります。	
6	法第１２条の書面交付について、元請けが実運送を行う場合、当該書面の運賃欄に「別途取り決めた運賃額又は見積額」のように、具体的な金額を記載しなくとも差し支えないか。理由としては協力事業者が多岐にわたる中、具体的な金額を記載することが煩雑であるため。	書面の運賃欄に「別途取り決めた運賃額又は見積額」のように、具体的な金額を記載しなくとも問題ありません。 なお、交付書面と別途運賃を取り決めた書面との関連性を確認できるようにしておく必要があります。	
7	下請情報の通知に関し、当社（以下「相談者」）は運送申込書／運送引受書のどの欄を見れば元請け会社の情報が分かるのか。「Ⅰ 運送契約の当事者等」の申込者、荷受人、運送を引き受ける者の欄に記載されるのか。	国土交通省で一例として示している運送申込書／運送引受書には元請け会社の情報を記載する欄は無いため、法定事項のほかに元請け情報を記載する欄を設けても差し支えません。なお、相談者が二次請けである場合、申込者は一次請け事業者、運送を引き受ける者は相談者となります。	